

平成22年4月から肝機能障害による  
身体障害者手帳が交付されます

平成22年4月から身体障害者手帳の交付対象に、肝機能障害が加わることになりましたので、申請の受付を開始しています。

身体障害者手帳の交付により、各種福祉サービスや運賃割引、税金の減免などを受けることができます。

◎対象者

- 認定基準に該当する肝機能障害のある人

【認定基準】

主として肝機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。3か月以上グレードCに該当する人が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6か月間にアルコールを摂取している人等は対象となりません。

- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している人

◎手続きに必要なもの

身体障害者手帳交付申請書，診断書，写真（たて4cm×横3cm）2枚，印判  
※診断書は，身体障害者手帳指定医が作成したものに限ります。

◎申請窓口

高齢障害課障害福祉係，総合事務所  
市民窓口課社会福祉係，埴生支所



※詳しい手続き方法や、指定医のいる医療機関などについては、お問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 高齢障害課障害福祉係 (☎ 82・1170)



市民交通災害共済申込み受付中

- ◎対象 市内在住または在職の人とその家族（学生は市外在住も可）

◎保障額

死亡	交通死亡事故	1,000,000円
入院	1日につき (180日限度)	1,200円
	10日以内	7,000円
通院	11日以上	9,000円
	21日以上	12,000円
	31日から10日増すごとに 5,000円を加算します。最高 91日以上で47,000円です。	

- ◎掛金 1人につき年額600円で1人1口に限ります。(途中加入の場合は月額50円の月割り)

※今年度からの掛金の改定は、長期入院による家計の負担を和らげるため入院保障の充実を図りました。

◎共済期間

4月1日～平成23年3月31日  
※途中加入の場合、申込日の翌日から平成23年3月31日までとします。

◎申込方法

申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて提出してください。

◎申込先

総務課，総合事務所地域行政課，南支所，埴生支所，公園通出張所，厚陽出張所

給付対象期間は

共済期間中の事故で共済期間内についてのみ給付対象となります。したがって、入院・通院が契約更新日（新年度）にまたがる場合は、必ず継続加入申込みをしてください。

〈問い合わせ先〉 総務課 (☎ 82・1122)